

<掲載資料の修正履歴>

修正日	サービスの種別	該当ページ	旧	新
R6.8.8	訪問介護	P70	<u>5 特定事業所加算 (IV)</u>	<u>5 特定事業所加算 (V)</u>
R6.8.8	訪問看護	P24	(4) 理学療法士等による訪問看護の場合 ② 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する <u>介護予防訪問看護事業所</u> については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。	(4) 理学療法士等による訪問看護の場合 ② 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する <u>場合</u> については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。